# 酒販

# サポートニュース



独立行政法人 酒類総合研究所

目次	(平成 25 年 9 月)

# 特集 酒類の表示事項(地理的表示)

	なんでもQ&A ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
Ι	酒類販売管理情報	
	地理的表示に関する表示基準・・・・・・・	2
Π	酒販トピックス	
	くらしフェスタ東京 2013 ・・・・・・・・・・・・・・・	4
	「NRIB24 号」発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	「酒造工場秋の見学会参加者募集」・・	4
Ш	国税庁からのお知らせ	
	「消費税転嫁対策特別措置法」 ・・・・・・	5
	「3R推進月間」 ·····	7



『国産ワインコンクール 2013 一般公開』山梨県甲府市

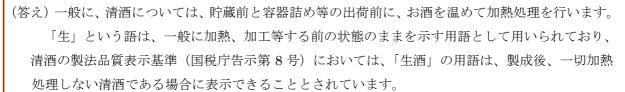
#### メールマガジン登録のご案内



酒販サポートニュースの更新情報等を お知らせします。<u>ssn@m.nrib.go.jp</u>へ 空メールを送信してください。

### なんでも Q&A

(質問)「生酒」と「生貯蔵酒」の違い。



「生酒」に対して、「生貯蔵酒」は、加熱処理を行わず貯蔵し、容器詰め等の出荷前にだけ加熱 処理を行う清酒のことです。

また、「生詰(酒)」は、貯蔵前に加熱処理を行いますが、容器詰め等の出荷前に加熱処理を行わない清酒のことです。 特に、秋口(9月~10月)に製品化したものを「冷卸(ひやおろし)」と呼ぶのに対し、冬の初め(12月頃)に製品化したものを「寒卸し(かんおろし)」と呼んでおり、古くから楽しまれていました。

「生貯蔵酒」は、「生酒」と製造方法が異なりますので、消費者に「生酒」 と誤認を与えるような表示は、不当景品類及び不当表示防止法上問題となりま すので、特に留意する必要があります。

ラベルなどの記載内容は、その商品の美味しさや食との相性など、販売店や 料飲店及び旅館などの営業戦略の参考となり、消費者の皆さんに楽しい時間を過ごしてもらう大切な情報になります。

※加熱処理することを「火入れ」と呼んでいます。



# 地理的表示に関する表示基準

地理的表示とは、その酒類に与えられた品質、評価等が本質的に地理的原産地に起因するものと考えられる場合において、その酒類が世界貿易機関の加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいい、その酒類の保護を目的としています。

日本においては、国税庁長官が国内で保護する単式蒸留しょうちゅう又は清酒の産地について、 平成7年6月、壱岐焼酎の産地である長崎県壱岐市の「壱岐」、球磨焼酎の産地である熊本県球磨郡 及び人吉市の「球磨」、琉球泡盛の産地である沖縄県の「琉球」を指定し、平成17年12月には、薩 摩焼酎の産地である鹿児島県(奄美市、及び大島郡を除く)の「薩摩」、白山清酒の産地である石川県 白山市の「白山」が指定されています。

更に、今年の7月には、ぶどう酒の産地について、果実酒の産地である山梨県の「山梨」が指定されたところです。

保護の内容としては、次のとおりです。

- ① 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する地理的表示のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用することが禁止されている地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用することはできません。
- ② 清酒の産地のうち国税庁が指定するものを表示する地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とする清酒について使用することはできません。
- ③ ぶどう酒、蒸留酒及び清酒については、当該酒類の真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても使用することはできません。

つまり、これらの産地を表示する地理的表示は、当該産地について定められた方法で製造されたぶどう酒や単式蒸留しょうちゅう及び清酒以外については使用することはできません。

例えば、長崎県壱岐市以外で製造されたしょうちゅうに「壱岐焼酎 (○○産)」(○○は真正の原産地)、「壱岐風」などと表示することはできません。

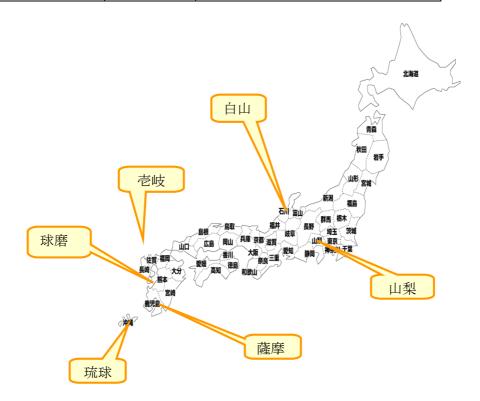
また、その使用については、次のような行為をいい、酒類製造者の表示だけではなく、酒類販売業者も適用の対象となります。

- イ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示を付する行為
- ロ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡 しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為
- ハ 酒類に関する広告、定価表又は取引書類に地理的表示を付して展示し、又は頒布する行為

気になる点がございましたら、最寄りの税務署の酒税担当又は所轄税務署を担当する酒類指導官へお問合せください。

平成 25 年 8 月現在の国税庁長官指定産地

産地を指定する酒類	指定産地名	産地の地域
果実酒	山梨	山梨県
単式蒸留しょうちゅう	壱岐	長崎県壱岐市
単式蒸留しょうちゅう	球磨	熊本県球磨郡、人吉市
単式蒸留しょうちゅう	琉球	沖縄県
単式蒸留しょうちゅう	薩摩	鹿児島県(奄美市及び大島郡を除く)
清酒	白山	石川県白山市



指定産地ごとに、使用する原料及び製造方法等も規定されていることから、単に指定産地内で 製造しているということだけで、保護の対象になっていません。

例えば、「山梨」においては、原料は山梨県産ぶどうのうち、甲州、マスカットベーリーA及 びヴィニフェラ種等の品種を使用し、山梨県内で醸造、容器詰めしたものに限られています。

更に、山梨県ワイン酒造組合の官能検査に通る必要があることなどから、山梨県産ぶどうを 100%使用した酒であっても「山梨」を使用できるとは限りません。

ワインや清酒などの新酒が出回ってくるこれからの時期は、各産地指定された酒類を、その地域の歴史や文化それに食文化に触れながら楽しみ味わっていただきたいものです。

※「ぶどう酒」とは、酒税法第3条第13号及び14号に掲げる果実酒及び甘味果実酒のうち、ぶどうを原料とした酒類をいう。(「山梨」では、酒税法第3条第13号の果実酒のみを指定している。)

3

## Ⅱ 酒販トピックス

#### くらしフェスタ東京2013

独立行政法人酒類総合研究所は、東京都消費者月間実行委員会が主催する「くらしフェスタ東京2013」に出展し、当研究所の研究成果とともに消費者に役立つお酒の情報を提供いたします。当イベントでは、57の団体・企業等が5つのエリアに別れ、暮らしに関する様々な情報を発信し、消費者意識の啓発活動を行っております。場所は、新宿駅西口を出ていきすぐですので、ぜひお立ち寄りください。

日時: 平成 25 年 10 月 25 日 (金)、26 日 (土) 10:00~17:00

場所:新宿駅西口広場イベントコーナー

東京都消費者月間実行委員会 http://kurashifesta-tokyo.org

## エヌリブ 24 号(美味しさを保つために)発行

「エヌリブ」は、研究所の研究成果やお酒についての技術的な情報等を分かりやすく解説しています。

「エヌリブ 24 号」では、酒類の品質を長期にわたって保持するための研究成果を、ジメチルトリスルフィド(DMTS: 老香の主要成分)と呼ばれる成分に注目し紹介しています。



#### 赤レンガ酒造工場秋の見学会参加者募集

独立行政法人酒類総合研究所東京事務所にある「赤レンガ酒造工場」の公開見学会を開催します。

平成25年11月8日(金)、9日(土)の2日間

8日(金)1回目14:00~15:30

9日(土)2回目10:00~11:30、3回目12:00~13:30(計3回)

内容:赤レンガ酒造工場についての説明、

工場内部の見学、工場で醸造された清酒の きき酒 (所要時間 90 分程度)

ご希望の方は、11月1日(金)17:00までに以下 の連絡先まで電話又はメールでお申込ください。 (各回とも先着36名)

#### 【連絡先】

独立行政法人酒類総合研究所東京事務所

東京都北区滝野川 2-6-30 (王子駅から徒歩5分)

電話: 03-3910-6237 (平日 9:00~17:00 受付) Mail: kengaku@nrib.go.jp

(希望者の氏名、電話番号を明記のこと)



#### 1 消費税転嫁対策特別措置法が成立しました

# 消費税転嫁対策特別措置法が成立しました

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法は、平成25年10月1日から施行されます(同法は、平成29年3月31日まで適用されます。)。政府としては、この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行っていきます。

# I 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。 適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

転嫁拒否をする側(規制対象)(買手)	転嫁拒否をされる側(売手)
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
資本金3億円以下の事業者と継続的に取引を 行っている事業者等	資本金3億円以下の事業者等

禁止される行為	具体例
① 減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが, 消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
② 買いたたき	原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込 価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③ 購入強制・役務の利用強制・ 不当な利益提供の強制	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先に ディナーショーのチケットを購入させること
④ 税抜価格での交渉の拒否	消費税抜価格(本体価格)で交渉したいという申出を拒否すること
⑤ 報復行為	転嫁拒否をされた事業者が、①~④の行為が行われていることを公正 取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取 引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

Iに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

# Ⅱ 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される表示	禁止される表示の具体例
① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」 「消費税は当店が負担しています」
② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分、次回の購入に利用できるボイントを付与します」

違反行為を防止又は是正するため、消費者庁、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、消費者庁が勧告を行い、その旨を公表します。

Ⅱに関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

# Ⅲ 価格の表示に関する特別措置

- (1) 平成25年10月1日以降,消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税 込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。
  - ※ 消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることされています。

#### 【具体的な表示の例】

(例1)値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する

〇〇円(税據) 〇〇円(税據価格) 〇〇円(本体価格) 〇〇円+税

- (例2)個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う
- (2) 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しないこととされました。

Ⅲ(1)に関する問い合わせ先:財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表) Ⅲ(2)に関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

# Ⅳ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした。事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります(公正取引委員会が定めた期間内にあらかじめ届け出ることが必要です。)。

- (1)転嫁カルテル(消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為)
  - (例1) 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に, 消費税額分を上乗せすること
  - (例2)消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等 により合理的な範囲で処理すること
    - ※ 税込価格や税抜価格(本体価格)を決めることは、適用除外の対象にはなりません(独占禁止法に 違反する行為ですので注意してください。)。
    - ※ 転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

【中小事業者の範囲】	資本金等の額 (会社)	は 常時使用する従業員数 (会社又は個人)
製造業,建設業,運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額以下	業種ごとに政令で定める数以下
上記以外の業種	3億円以下	300人以下

#### (2)表示カルテル(消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為)

- (例1)税率引上げ後の価格について,「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること
- (例2) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する 方法を用いること

Ⅳに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

2013.6.20

#### 2 10月は「3 R推進月間」です

循環型社会を構築するためには、法制度の整備だけではなく、行政、事業者、消費者の幅広い参加による運動を展開し、国民一人一人の理解と協力を得ることが不可欠です。

そこで、関係省庁では、毎年 10 月を「リデュース・リユース・リサイクル(3 R\*) 推進月間」と定めて、幅広く国民への啓発活動を展開しています。

この啓発活動の一環として、国税庁では、酒類の「リターナブルびん\*\*」は繰り返し使える大切な資源であることを周知するとともに、酒類容器の3Rへの協力を酒類業者と消費者に広く呼びかけています。酒類業者の皆様には、自らリターナブルびんの回収に取り組むほか、レジ袋の使用削減、簡易包装の推進など、3Rの推進に向けた取組や消費者への周知に一層のご協力をお願いいたします。

※「3R」は「さんアール」や「スリーアール」と呼ばれており、Reduce (リデュース: 発生抑制)、Reuse (リユース:再使用)、Recycle (リサイクル:再生利用)の頭文字を とったものです。

循環型社会形成推進基本法において、有用な廃棄物は循環資源と位置付けられており、その利用と処分に当たっては、リデュース・リユース・リサイクルの順に取り組むことが重要とされています。

※※ 使用後、回収・洗浄されて繰り返し再使用されるびんです。ビールびんや一升びん、 酒類業組合等が開発・導入している規格統一びん(R びん)があります。

国税庁のホームページ「酒類容器等の3R」(下記アドレス)に消費者への周知用参考資料 を掲載していますので、ご利用ください。

http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/risaikuru/suishingekkan/shurui\_3r.htm



ー升びんやビールびん、規格統一びんは繰り返し使用されています。 びんのリユース(再使用)にご協力ください。

いっしょう 一**升びん ちゃん** 



よくすすいで. 乾かしてから



お店に 持っていく



または

集団回収などに 持っていく



空きびんを出すときは、丁寧に取り扱いましょう

国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp

Copyright(C):国税庁